

令和5年6月2日

佐賀県教育委員会 様

佐賀県教科用図書選定審議会会長



令和6年度以降に県内の小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校
小学部において使用する教科用図書の採択について（答申）

令和5年4月20日付けで諮問がありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 採択基準の在り方について

- (1) 教育的見地と公正な立場を堅持し、慎重かつ適正に行うこと。
- (2) 県教育委員会の示す教科用図書選定の資料を十分に活用すること。
- (3) 教科用図書を研究し、その結果を慎重に検討・協議して採択すること。

2 採択を適正に実施するための手続きについて

- (1) 市町教育委員会は、次に掲げる事項に配慮して採択を適正に実施するための手続きを行うこと。
 - ① 同一採択地区内の市町教育委員会は、共同して採択地区協議会を設置すること。
 - ② 採択地区協議会で種目ごとに1種選定したものを、各市町教育委員会が採択すること。
 - ③ 採択地区協議会の構成は、市町教育委員会の委員、教育長、小・中学校及び義務教育学校の校長、指導主事、保護者代表等とし、その数は、地区の実情に応じ適宜決めること。
 - ④ 採択地区協議会には、選定のために参考となる事項を検討するための選定委員会を置くこと。
 - ⑤ 採択地区協議会には、専門的な調査研究を行うために、必要に応じて研究員等を置くこと。
 - ⑥ 教科用図書の選定に当たっては、学校の意見が反映されるように配慮すること。
 - ⑦ 採択した教科用図書については、当該教科用図書の種類等について積極的に公表するよう努めること。

(2) 県教育委員会は、次に掲げる事項に配慮して採択を適正に実施するための手続きを行うこと。

- ① 各県立特別支援学校は、選定のための検討委員会を設け、適正な教科用図書の選定が行われるようにすること。
- ② 検討委員会の委員数や構成については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、保護者代表等とし、その数は、各学校の実情に応じ適宜決めること。
- ③ 検討委員会には、専門的な調査研究を行わせるために、必要に応じて研究員等を置くこと。
- ④ 採択した教科用図書については、当該教科用図書の種類等について積極的に公表するよう努めること。

(3) 国立大学法人附属小学校、附属特別支援学校の校長は、次に掲げる事項に配慮して採択を適正に実施するための手続きを行うこと。

- ①国立大学法人附属小学校及び附属特別支援学校は、県教育委員会からの指導・助言・援助に基づき、検討委員会を設けるなど、適正な教科用図書の選定が行われるようにすること。

(4) 以上の方法により採択された教科用図書は、学校教育法附則第9条第1項の規定する教科用図書を採択する場合を除き、小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部は、4年間、毎年度種目ごとに同一のものを採択すること。

3 選定に際して参考とすべき資料について

県教育委員会は、本審議会の調査・研究結果をもとに選定に必要な資料を作成すること。